

# 第五十一回国会 社会労働委員会議録 第四十八号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 小沢 長男君

理事 斎藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 河野 正君

理事 伊東 正義君

理事 大橋 武夫君

理事 倉石 忠雄君

理事 地崎宇三郎君

理事 西村 英一君

理事 藤本 孝雄君

理事 山村新治郎君

理事 滝井 義高君

理事 中村 重光君

理事 山田 耻目君

理事 吉川 兼光君

出席大臣

厚生大臣

労働大臣

厚生政務次官

厚生事務官

厚生技官

厚生官房長

厚生事務官

(労政局長) 三治 重信君	(労働事務官) 村上 茂利君
(労働基準監督官) 同 (大原亨君紹介)(第五五四〇号)	(婦人少年局長) 高橋 展子君
(労働事務官) 同 (木村武雄君紹介)(第五五四二号)	(職業安定局長) 有馬 元治君
(職業訓練局長) 同 (重政誠之君紹介)(第五五四三号)	(労働事務官) 和田 勝美君
(砂原格君紹介)(第五四五五号)	(職業訓練局長) 大坪 保雄君
(高橋清一郎君紹介)(第五五四六号)	(職業訓練局長) 熊谷 義雄君
(高橋禎一君紹介)(第五五四七号)	(小宮山重四郎君紹介)
(谷川和穂君紹介)(第五五四八号)	(藤尾正行君紹介)(第五五六七号)
(登坂重次郎君紹介)(第五五四九号)	(吉村吉雄君紹介)(第五五五八号)
(中垣國男君紹介)(第五五五〇号)	(中村幸八君紹介)(第五六〇六号)
(中川俊思君紹介)(第五五五一号)	(古井喜實君紹介)(第五六〇七号)
(永山忠則君紹介)(第五五五二号)	(長谷川保君紹介)(第五六四五号)
(灘尾弘吉君紹介)(第五五五三号)	(岡崎英城君紹介)(第五六九三号)
(前田榮之助君紹介)(第五五五五号)	(小泉純也君紹介)(第五六九四号)
(大久保武雄君紹介)(第五五五七号)	(田中正巳君紹介)(第五六九五号)
(鈴木茂三郎君紹介)(第五五五八号)	(淡谷悠藏君紹介)(第五五七五号)
(中村庸一郎君紹介)(第五五五九号)	(松平忠久君紹介)(第五六七六号)
(櫻内義雄君紹介)(第五五五七九号)	(島口重次郎君紹介)(第五六四二号)
(西宮弘君紹介)(第五五五八〇号)	(米内山義一郎君紹介)(第五六四三号)
(中村庸一郎君紹介)(第五五五八二号)	(小島徹三君紹介)(第五六四四号)
(宇野宗佑君紹介)(第五五六〇八号)	(内海清君紹介)(第五六一九号)
(春日一幸君紹介)(第五六一〇号)	(山口シヅ君紹介)(第五五八五号)
(關谷勝利君紹介)(第五六一一号)	(老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願)
(田中榮一君紹介)(第五六一二号)	(難尾弘吉君紹介)(第五六四四号)
(福田篤泰君紹介)(第五六二三号)	(小島徹三君紹介)(第五六九九号)
(前田正男君紹介)(第五六三四号)	(山口シヅ君紹介)(第五六七二号)
(同 (山内広君紹介)(第五五六八四号))	(連長期抑留者の補償に関する請願)
(同 (八木昇君紹介)(第五五六四〇号))	(鍛冶良作君紹介)(第五六九一号)
(同 (山口シヅ君紹介)(第五五六七五号))	は本委員会に付託された。
(同 (肥田次郎君紹介)(第五七〇〇号))	

六月二十一日

委員大原亨君、中村重光君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として赤松勇君、石橋政嗣君及び中村重光君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員赤松勇君、足鹿寛君及び山村政嗣君辞任につき、その補欠として大原亨君、山田耻目君及び中村重光君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十日	委員大原亨君、中村重光君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として赤松勇君、石橋政嗣君及び中村重光君が議長の指名で委員に選任された。
六月二十一日	委員赤松勇君、足鹿寛君及び山村政嗣君辞任につき、その補欠として大原亨君、山田耻目君及び中村重光君が議長の指名で委員に選任された。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願 (稲葉修君紹介)(第五五九号)	同外一件 (菊池義郎君紹介)(第五六七三号)
(伊藤よし子君紹介)(第五五三六号)	同 (島村一郎君紹介)(第五六七四号)
(神近市子君紹介)(第五五三七号)	同 (春日一幸君紹介)(第五六九六号)
同外一件 (戸叶里子君紹介)(第五五三一八号)	同 (小島徹三君紹介)(第五六九七号)
同 (伊藤よし子君紹介)(第五五八三号)	同 (天野公義君紹介)(第五六九八号)
同 (丸山徳重君紹介)(第五五六四号)	同 (志賀健次郎君紹介)(第五五六六号)
同 (山口シヅ君紹介)(第五五六四〇号)	同 (藤尾正行君紹介)(第五五六七号)
同 (坂本泰良君紹介)(第五五六六号)	同 (吉村吉雄君紹介)(第五五五八号)
同 (前田正男君紹介)(第五六三四号)	同 (中村幸八君紹介)(第五六〇六号)
同 (福岡篤泰君紹介)(第五六二三号)	同 (古井喜實君紹介)(第五六〇七号)
同 (田中正巳君紹介)(第五六三四号)	同 (長谷川保君紹介)(第五六四五号)
同 (同 (山内広君紹介)(第五五六八四号))	同 (岡崎英城君紹介)(第五六九三号)
同 (同 (八木昇君紹介)(第五五六四〇号))	同 (小泉純也君紹介)(第五六九四号)
同 (同 (肥田次郎君紹介)(第五七〇〇号))	同 (田中正巳君紹介)(第五六九五号)
同 (同 (肥田次郎君紹介)(第五七〇〇号))	同 (淡谷悠藏君紹介)(第五五七五号)
同 (同 (坂本泰良君紹介)(第五五六六号))	同 (松平忠久君紹介)(第五六七六号)
同 (同 (前田正男君紹介)(第五六三四号))	同 (島口重次郎君紹介)(第五六四二号)
同 (同 (福岡篤泰君紹介)(第五六二三号))	同 (米内山義一郎君紹介)(第五六四三号)
同 (同 (同 (山内広君紹介)(第五五六八四号))	同 (小島徹三君紹介)(第五六四四号)
同 (同 (同 (八木昇君紹介)(第五五六四〇号))	同 (内海清君紹介)(第五六一九号)
同 (同 (同 (肥田次郎君紹介)(第五七〇〇号))	同 (山口シヅ君紹介)(第五五八五号)
同 (同 (同 (坂本泰良君紹介)(第五五六六号))	同 (老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願)
同 (同 (同 (前田正男君紹介)(第五六三四号))	同 (難尾弘吉君紹介)(第五六四四号)
同 (同 (同 (福岡篤泰君紹介)(第五六二三号))	同 (小島徹三君紹介)(第五六九九号)
同 (同 (同 (同 (山内広君紹介)(第五五六八四号))	同 (山口シヅ君紹介)(第五六七二号)
同 (同 (同 (同 (八木昇君紹介)(第五五六四〇号))	同 (連長期抑留者の補償に関する請願)
同 (同 (同 (同 (肥田次郎君紹介)(第五七〇〇号))	同 (鍛冶良作君紹介)(第五六九一号)

本日の会議に付した案件

雇用対策法案(内閣提出第一二二六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

**戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案**  
**(内閣提出第九六号)**

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、衆法第五二号)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田耻目君外四十名提出、衆法第五二号)

性病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第九九号)

こどもの国協会法案(内閣提出第一四四号)、議院送付)

卷之三

○田中委員長 これより会議を開きます。

めます。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。

○吉村委員　雇用対策法案の審議は本来きわめて

重要な問題を含んでおりまし、今後のわれが日本の経済あるいは労働全般の問題にわたって関連をしておりますから、わが党としましてはできるだ

け時間をとつて慎重に審議を進めて、そして単に行政機関だけではなくに、すべての国民が今後の

わが国の完全雇用実現の方向に一致して当たれる  
ような、そういうような基礎をこの雇用対策法案

がつくり上げられるようという気持ちで、わが党としては今日まで審議に参画をしてきたわけですが

ございますけれども、なおこれまでの審議の過程ではわれわれの疑問とする点等について完全に解明をいたしかねる状況ではございません。

明をされたといふが決してござりません。  
そこで、私はこの前の本法案の審議の過程で指  
摘をしてまいりましたけれども、何といいまして

も今日のわが国の雇用問題を考える場合に最も大切な事柄は、雇用という問題が国の経済政策に今まで従属をしておった、こういうような弊風から脱却をしていく、まず経済に従属をしないで

その法律自体は現存するのであります、これが

ILOのほうからも指摘をされ、あるいは国内でもそれが議論されておったことは事実でございます。そこでこの際、この雇用対策法の提案にあたりまして、政府としては、全国一律の最低賃金制度、こういうものを早急に確立する意思というものが、あるのかどうか、国際的に恥ずかしくない最

低賃金制度をこの際早急に実施しなければならぬ  
といふに私は考へるのでありますけれども、  
この点についての端的な大臣の御見解をこの  
祭表現をして、かゞくよろこ願ひをしたいと思

○小平国務大臣 最賃制につきましても、先生を  
います。

はじめ、諸先生から再三御質問をちょうだいしておるわけでございますが、またこれに対する考え方

方につきましても、そのつど御答弁を申し上げておるわけでございますが、最賃制につきまして

は、昨年八月以来、最低賃金審議会に、将来の最低賃制のあり方について、基本的な御検討をお願いを、にしておるわけでござります。しごうして、

どういう内容の最賃制をとるべきかということにつきましては、御承知のとおり、現在の最賃法と

いうものでは、どうも ILO の二十六号条約等に適合しないのぢやないかといふお説もございま

すし、あるいはまた一方においては、先生等の御主張のように、全国全産業について一律の最賃制

をやるべきだといふ御主張もござります、また二面には、そうは言つても直ちに全国全産業一律と、一二三は裏情がつづいてござる、二つ、どう

いことは実情から申しでどうかといふが、それでなく  
地域的なり業種別なりにきめることが至当ではな  
いかといつたような御主張も一部であることも先

生御承知のとおりでございます。そういういろいろな事情がござりますので、政府といたしまして

は、これらの御主張も十分勘案し、特に I.L.O. 一  
十六号条約に適合するような、疑問を持たれぬよ

うな形における最質制というものをぜひ御検討いただきたい。こうしたことでも下中央最質審議会において御熱心に検討をしていただいておるところでございます。そこで、しかばいつごろか

らそういうことになるのか、こういうことももちろん問題になるわけございますが、そのことにつきましては、御承知のとおり、三十八年の答申で、四十一年度末までは現行の最賃法のもとにおいて極力これが実施の拡充をはかるべきである。それ以降の最賃制については、基本的に検討すべきである。こういう御趣旨の答申を審議会からちょうだいしておるわけでござりますので、その審議会にいま申したような趣旨で将来の最賃制をお願いしておるのでありますから、私といたしましては、この審議会みずからのおっしゃつておられる線に沿うて時期的にも御答申がいただけるもの、かよう期待いたしておるわけでござります。

いということを、この雇用対策法の提案と同時に委員会のはうにその態度を明らかにして、雇用の安定に貢献せしめていく、こういう配慮があつてしかるべきであろう。こういうふうに考えますかが、いま雇用対策法が審議過程でござりますから、それを云々してみてもどうにもなりません。しかし、これはきわめて密接不可分の関係を持つておるものでありますから、どうかひとつ労働省のほうとしても、最低賃金法というものがどうあらねばならないのか、労働者保護の見地に立つてどうあるべきか、こういう状態から考えてみて、審議会のほうにもそれぞれの労働省としての態度を明らかにし、そして全国一律の最低賃金法制度の方向に、労働者がほんとうに安心して生活し得るような、そういう制度を確立をするために、積極的な姿勢をとつてもらわなければいけない、こういうふうに思いますので、この点は強く大臣に要望し、その決意のほどを再度お伺いしたいと思います。

それからあわせまして、この最低賃金法と関連をしておる問題、最低賃金法をほんとうにその効力というものを発揮せしむるために、日本の現状において不可欠と考えられますものは、家内労働法であることは言うまでもないと思います。したがつて、この家内労働法の制定につきましても、すでに日本社会党は提案をいたしておりますのでございますが、この家内労働法の制定等についても、なお大臣は積極的な姿勢をもつて同じように取り組んでもらう、こういうことが必要ではないか。雇用対策は雇用対策法の問題だけで議論できる問題でないことは、大臣御存じのとおりでありますから、きわめて関係の深いこれらの諸制度については、早急にその実現をはかつてもらわなければいけない、こういうふうに私は思いますので、この点もあわせて大臣の積極的な態度の表明を求みたいというふうに思うわけでございます。

**○小平国務大臣 最質制につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、審議会のほうから、労働者保護、こういう機能を十分果**

たし得るようなりっぱな答申を得られるもの、私はかのように期待をいたしておるわけでござりますので、その答申のあり次第、これが実施等につきましては十分積極的に取り組んでまいります。

また、家内労働法の制定につきましても、これは先生御承知のとおり、今国会におきまして、家内労働審議会の設置をすでに両院とも御可決をいたしておりますので、この審議会を早急に発足いたさせまして、できるだけすみやかに立法措置その他についての御審議を願いまして、これまたその御意見を十分尊重して、なるべくすみやかに家内労働法等の制定もできるよう、積極的に私どもは取り組んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○吉村委員 最低賃金法の問題、あるいは家内労働法の問題につきましては、ひとつ言明だけにとどまらないで、具体的にその言明を実現するよう努力をしてもらふことを重ねて要望しておきたと思います。

よりますと、四十一年度を目途にして児童手当は制定をするという公約がある。しかも、その後の新聞発表等もこれを裏書きするような発表が再三にわたって行なわれておる。こういう実情であることは否定するわけにはいかないと思うのです。この児童手当制度の問題については、いまの厚生省の態度は、昭和四十三年度を目途にして云々、こういうことで、調査費調査費ということでだいぶ調査に手間どつておるという実情にあるのであります。これが調査に時間がかかるというのではなくて、政府が本来の意味での児童手当制度を制定する意思がない、こう断定されてもやむを得ないのでではないか。かりに制定する意思があつて、も、きわめて消極的である、こう言われてもやむを得ないのでないかと思ひます。申し上げるまでもありませんけれども、第三次防衛五ヵ年計画の予算によりますと、二兆七千億の国費を投じようとしておる、こういうのがいまの自民党の政府である。あるいは公共事業、景気の刺激策ということに名をかりて、七千三百億にのぼる公債を発行することを勇敢にやつてのける現在の政府が、児童手当制度の問題については単にかけ声だけです。今日に至つてもなお調査調査で日を費して、いろいろ態度は、いまの政府の国民生活に対する、言ふ方をかえますならば、児童の権利を尊重し、児童の健全な育成を通じて将来のわが国の發展に寄与せしめていくという態度に欠けていると言つても過言ではなかろうというふうにすら私は思ひます。まさにこれでは児童憲章が泣いてしまう、こいうふうに言わざるを得ないと思ひます。そこで、雇用対策の問題と関連をいたしまして、私はどうしても児童手当の問題を議論の俎上にのせたいわけにはいかない、こう思ひます。初めに申し上げましたように、特にわが国の場合には中高年齢者の雇用対策が政策の重点的なものになる。この雇用対策法の中にもそのことが明瞭にうたわれておる。これら等との関連を考えますと、なお一そな児童手当制度は早急に実施をしていかなければならぬはずのものである、こういうふうに考

えるのであります。きょうは午後と思つて、いたものですから、厚生大臣の出席要求はしていなかつたのでたいへん残念でござりますけれども、この児童手当制度の問題について、雇用政策全般との関連の中で政府は一体現在までの公約あるいは新聞発表等々から考えてみて、いつからほんとうに児童手当を実施する気でいるのか、このことをこの機会に明らかにしていただきたいと思います。

○竹下(精)政府委員 児童手当の実施につきましては、厚生省としましては、児童手当準備室というものを官房に設けまして、その準備を進めておるわけでございますが、現在のところでは四十三年度から実施をしたいということで準備を進めておる次第でございます。

○吉村委員 これは大臣が来ておりませんから、政府の責任ある答弁を聞くことはむずかしいと思ひますが、厚生省の方針はすでに新聞等でも発表されております。ただ厚生省の方針なるものは、三十八年当時から四十年にります、こういうことで発表されておったわけでござりますから、四十三年度からやりたいと思ひますということだけで、私はそれを信用するわけにはいかない。政府の言明なりあるいは与党の公約なりが国民から信頼をされないといふところに、私は今日の日本の政治の貧困の最も大きな原因があると考えのです。したがつて、この点は厚生大臣がいないので責任ある答弁をこれ以上追及はできないわけですけれども、これは労働大臣といえども国務大臣として、しかも雇用対策上から見ましても重要な問題であることは、よもや否定をするわけにはいかないとと思う。この雇用対策法を提案するにあたつては、当然児童手当制度の問題を議論し、そして本来ならば児童手当制度を先行せしめて雇用対策法が出てくる、こういうことでなくては総合的な雇用対策にならない、こう私は思いまして、この際、労働大臣のほうから、この児童手当制度の問題について、いかに対処しようとしているのか、責任ある答弁をお願いしたいと思ひます。

**○小平国務大臣** 先生の御指摘のように、児童手当制度をなるべくすみやかに実施に移していく、拡充していくということは、雇用対策上からもさわめて望ましいことである。かよううに私は考えております。

御承知のとおり、従来わが国の賃金制度ではいわゆる家族手当というようなことも行なわれておりますが、これらのこととは、本来賃金という性格よりも、むしろいわば生活扶助的な色彩が強めで、そのことはいなめいと私は思います。こういうことが、また先生御指摘のように、中高年齢者等の就職等についてもある程度の障害要因になつておるということも、これまた実際問題として否認できないのではないかと思います。

から考えまして、児童手当というものがなるべくすみやかに樹立されるということが私は望ましい、かように考えます。したがつて、厚生大臣に対しましても、私のほうからも先生の御指摘のような方向に向かつて極力御努力を頼うよう御要請

○吉村委員 いまの労働大臣の答弁は、児童手当は所管事項ではないので、その程度になるのかわかりませんけれども、私は、雇用問題の中で、この児童手当制度というものを取り上げているのは、これは密接不可分の関係がある。本来ならば、雇用対策法案を提案するのにあたって、各省との協議が行なわれる中で、児童手当の問題についてはどうするか、こういったことについてむしろ労働省が積極的に関係各省を説得して、そして責任ある態勢というものをつくり上げた上で、この種の提案がなされるのが至当であろうというふうに私は思うのです。ところが、そういうた問題については、各省それぞれでございませんからとうことになりかねない。こういうことでは総合的な雇用対策を――雇用対策というのは、本来総合的な見地から立てられなければならないのにふかわらず、どうも片一方だけが進んでいく、これまでこの運用にあたっても支障を来たす結果に

なりかねないであらうということを私は指摘しなければならない。いまの状態は、児童手当の問題については、先ほど私が申し上げましたように、与党としても選挙公約なり、あるいは政府としても再三にわかつて四十一年度から実施ということを言明をされてきたという経過があるのです。現在の状況は、それが全くほごにされて、そして今度は四十三年度目途とというのが、政府あるいは厚生省の方針だという程度なのです。雇用対策法案を実施をする、そういう予定、そういうような決意、これくらいのことは國務大臣として表明をしてもらつてしかるべきである、こういうふうに考えますけれども、再度この点を私はお伺いをしておきたい、こう思います。

だくことによつて、先生の御指摘のような各般の施策というものが逐次実現に向かつていく、またわれわれとしては極力さように当然つとめなければならない、かよう考へるわけでございます。

○吉村委員 私はきわめて残念な答弁をいま労働大臣から得たわけでございますが、私どもがこの雇用対策案に持つてゐる最も不満な点、疑問な点、あるいは問題視している点は何かということについては、ここで再三の質疑の過程を通じて理解できたと思うのです。いままでは労働力があり余つておつた。したがつて使用者、経営者の側ではその労働力をより好んで、自由に安い賃金で使うことができた、こういう状況であったと言つても過言でないと思うのです。ところが、これからは御承知のように労働力は不足していく、特に若年労働力は不足していく、こういう状況になるので、国としても労働力というものを適宜に配置をしなければならない責任がある。しかし、資本の要請、資本の恣意、こういうものもまた労働力を必要とするということは言うまでもないと思うのです。ですから私は、この雇用対策案の中で最も重要な事柄は、経営に従属する、資本に従属をするような雇用政策を進めることになるか、あるいは労働者を優先し、労働者保護の立場に立つた労働政策をやるようになるか、これが一番重要な点であるということを私は申し上げました。大臣もそれを肯定されました。その中で、当然労働者保護という見地に立つてこの法律の運用をはかりたいという趣旨の答弁もありました。

そういう立場に立つたものとしますならば、私は何が大切かと言ふならば、いまの状態では、労働者が不安な状態に置かれている、特にこの場合においては中高年齢労働者というものがきわめて不安定な状態に置かれている。その原因の一つとして、いわゆる多子家庭ということが問題になつておることは大臣の御存じのとおりだと思います。ですから、雇用対策というものを労働者保護という見地に立つて進めていくとするなら

ば、総合的な見地から見ても、児童手当の問題についてはもっと積極的に、あるいは同時発足とか、あるいは児童手当制度というものを事前に発足せしめてから、こういうような方向というものがむしろ望ましいというように思うのです。そういうような総合的な労働者保護の政策というものが不十分なままで、これを必要だからということやろうとすることは、資本に従属するような労働政策、雇用政策というものをやつていこうといふ危険を感じている私どもにとっては、いまの大臣の答弁は、私はその不信をさらに深めざるを得ないような気持ちになつて、きわめて残念です。首をかしげているところを見ると、そうではないということのようすけれども、だいぶ時間もたつてきますので、はしょていかざるを得ないです。が、最後にこの点についてはひとつもとに積極的な姿勢で——世界六十三カ国がもう実施しておるのでありますから、経済成長世界一といふ日本が、しかも先ほど言いましたように、第三次防衛計画で二兆七千億円の金を使うと言っているのですよ。それから七千三百億にのぼるところの公債発行までやつてのけるのですよ。やる気があればこれはできるのですよ。したがつて、そういう積極的な姿勢をもつてこの児童手当制度というものに踏み切つてもらわなければいけない、こういうふうに私は強くこの点は要望をしておきたいといふふうに思います。

は、いわゆる国有林の労働者あるいは林業労働者の方々のきわめて不自然にして劣悪な雇用ないしは労働条件の実態については明らかにしてまいったことは御存じのとおりであります。その際田中委員長から、そのことは非常に重要なことでもあるので、政府の責任のある答弁はしかるべき機会まで待つてもらいたいというとりなしがありました。あれからだいぶ日時も過ぎたわけでございます。雇用対策法について私どももこれをどうするかという態度をきめなければならぬという状況に立ち至りました。そこで私は、あの田中委員長の当時は、かなり等を考慮をして今日まで政府の答弁を待つたわけでございますので、同じことを繰り返しませんから、ひとつ、林野庁に存在するところの不安定な雇用の状況あるいは劣悪な労働条件、これらの問題を安定雇用の方向に乗せていくために、まず労働省としてはどうのように対処をされようとしておるのか、このことをお伺いをしておきたいと思うのです。

手当の問題等につきましても積極的に御善処を願いたい、こういう立場でおるわけでございまして、具体的なことにつきましては労働省といたしましても、関係当局その他と今後十分積極的に検討し、なお実のある結論をひとつ得られるようす。今後処置してまいりたい、かように考えております。

○吉村委員 この点は、内閣改造が近くあるという話ですけれども、おそらく大臣は留任されるでございましょうから、いまの答弁の趣旨につきましては責任を持つてひとつこれは実施方をお願いをしておきたいと思うのです。よろしいですか。

○小平国務大臣 労働省としてはいま申し上げましたとおりですから、積極的に取り組んでまいります。

○吉村委員 続いて林野庁長官にお尋ねをします。

これまで時間を節約する意味で、この前と同じ質問を私はぎょうは繰り返しません。ただ言い得障の適用の問題、あるいはその他の基準法の適用の問題、あるいは退職手当の問題等々についてもきわめて不自然な状態にあるということは、すでに前の方でお認めになつたように雇用・離職の問題をとらなければならぬという趣旨の答弁まであります。したがつてこの林業労働者、そういうものは、これは国の責任としても一刻も早く位置をとらなければならぬという趣旨の答弁まであります。したがつてこの林業労働者、改善の方向に向けていかなければならぬことは言うまでもないと思います。その点はすでにこの三月二十五日の参議院における農林水産委員会で農林大臣も、直営直用を原則として、これを積極的に拡大して雇用の安定をはかつていくという趣旨の答弁もなされておるのであります。が、何か聞くところによりますと、林野庁の内部では、そういうことは非常にむずかしいというこ

とを言つて、大臣の態度表明に對して消極的な態度をとっている人もあるやに聞いております。これはなければ幸いでございます。そういうふうなことを聞きますると非常に私は心配でならない。あるいは大臣答弁というものが実施されないといふことになるとなるならば、これまた別な角度から重大問題として指摘をしなければならない、こういうふうに考えます。この際雇用ないしは賃金あるいは社会保障、労働災害、こういった問題について制度的にも非常に多くの矛盾がある。こういったこととの抜本的な改善策をこの際明らかにしてもらわなければならぬ。またそういうふうに基本的な対策というものを確立をし改善をすることが林業基本法の精神にも沿うことではないか、こういうふうにも考えますので、ひとつ雇用安定の具体策について林野庁としての責任ある態度をこの際明らかにしてもらいたい、こういうふうに考えます。

決して御心配はございませんので、この労働条件の改善については大いに積極的に取り組んでいらっしゃるという考え方でありますことを御了承いただきます。

いま御質問のありました事柄につきまして、農林省の考え方をまとめて申し上げますと、国有林労働者の雇用の安定につきましては、いまもお話をございましたように、林業基本法の第十九条、それから政府といたしましては、三月二十五日に参議院の農林水産委員会で表明をいたしましたそういう趣旨に基づきまして、從来の取り扱いを是正をして、基幹要員の臨時的雇用制度を抜本的に改めるという方向で雇用の安定をはかつてまいり所存でございます。この基本的な姿勢に立ちまして、さしあたりの措置としては生産事業の通年化による通年雇用の実現なり、事業実施期間の拡大なり、あるいは各種事業の組み合わせによります雇用期間の延長などによりまして雇用の安定をはかりたい、こう考えております。

あわせて、福利厚生面の拡充あるいは労働災害防止の措置などにつきましても、積極的に推進をいたしたいと考えております。

なお、これらの具体化にあたりましては労働者の意見を尊重するということは当然でございますから、関係の労働組合と十分に協議、話し合いをいたしまして、意思の疎通をはかりながら円滑に進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

うか、そういう方々の問題について触れていきた  
いと思います。

これは、わが国の労働問題、雇用問題、賃金問題等の中で、非常に重視されて議論をされてまいりました問題の中で、賃金の二重構造ということがいわれてまいりましたが、この賃金の二重構造の問題は、だいぶ改善されたというふうにいわれる面もあるのですけれども、なおわが国には低賃金労働者がきわめて多いということはまた否定のできない事実であるというふうに考えます。この低賃金労働者といふものは、低賃金であるということに非常に苦労されておる、生活上不容易ではないという生活をいりたれておる、と同時に、これらの方々にはさらにつ首を切られる時に、これらの方々にはさらにつ首を切られるかわからない不安定雇用という問題が常につきまとつておるという意味で、二重の苦難がおおいからざつておるというふうに私は感じてしまつたところであります。そこで、これは雇用対策法の実施の過程で当然安定雇用の方向に向けていかなければならぬことは言うまでもありません。あるいは各般の施策を通じて賃金等を含めた労働条件の改善をはかつていかなければならぬことも、これまた言うまでもないと思います。しかしこれは、それが実現をするまでの間には、先ほど申し上げましたようにいつ首を切られるかわからないという不安定雇用の実態にあることも事実でありますから、抜本的な対策を早急に進めてもらおうと同時に、不幸にしてこれらの低賃金労働者が離職を余儀なくされた、失業をしなければならないといった場合につきましては、それこそそれの方々の生活を安定せしめていくために、いよいよいろいろな方法があるだろうと思いまます。たとえば、失業保険制度といったものにつきましても特段の考慮が払われてしかるべきではないか。それにはいろいろな方法があるだろうと思いまます。たとえば、失業保険金の最低保障額をもつと引き上げる措置を特別に講ずるとか、あるいは一定額以下の賃金労働者については失業保険金の支給割合を、現在は六〇%でありますけれども、この割合をその賃金の額に応じて引き上げる

措置を特別に講ずるとか、いろいろの措置があるだろうと考えます。いま日本の産業経済の実情から見て、この低賃金労働者の離職中に対するといたる問題は、だいぶ改善されたといふうにいわれる面もあるのですけれども、なおわが国には低賃金労働者がきわめて多いといふうにいわれます。この際そういう方向について、労働省として十分検討をされ、そして私のいまの要望等が具体的に実現していくことを希望したいのですけれども、これらの点についての労働大臣としての考え方をこの際明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。

○小平国務大臣 わが国に低賃金の労働者が相当多いこと、またそれが不安定雇用につながつておること、そういう傾向の強いことは御指摘のところだと思います。特に先生のお話ございましたこれらの諸君の失業時における生活の安定をはかるといふことはきわめて重要な問題である、私どもさよう心得ております。つきましては、さきの失業保険法の一部改正の際にも、当委員会で、四十二年度目標にして保険給付の内容を改善することにいたしておるわけでございます。

○吉村委員 いまの問題につきましては多く触れていますが、どういふふうに心得ております。つまづいては、さきの御決議の趣旨に沿いまして、労働省といたしましては、できる限り誠意を持って善処をいたしました。この問題につきましても、今後

の倒産等のために離職というような事態が往々に起つてまいります。それが場合に保護策といたる措置をとつてやらなければならない状態にある面もあるのですけれども、この問題を解決するためには、社会問題にまで発展をしていくというふうに思ひます。したがつて、労働省としては、この際そういう方向について、労働省としての考え方をこの際明らかにしていただきたいと思います。

○小平国務大臣 この問題につきましても、今後は、労働省といたしておるわけですが、この問題につきましては、やはり特別の配慮をしながら、労働者保護の見地に立つてこの企業合同といふものを見詰めて対処をする、こういう方向でないといふことは言うまでもないと思います。

○吉村委員 いまの問題につきましては多く触れておりませんけれども、大臣の考え方を、この点を具体的に見ておきたいと思います。

○小平国務大臣 この問題につきましても、今後は、労働者保護の見地に立つてこの企業合同といふものを見詰めて対処をする、こういった方向でないといふことは言うまでもないかというふうに思ひます。ですから、こういう場合に、労働省としては、労働者保護の見地に立つてこの企業合同といふものを見詰めて対処をする、こういった方向でないといふことは言うまでもないかというふうに思ひます。ですから、こういう場合に、労働省としては、労働者保護の見地に立つてこの企業合同といふものを見詰めて対処をする、こういった方向でないといふことは言うまでもないかというふうに思ひます。

○吉村委員 いまの問題につきましては多く触れておりませんけれども、大臣の考え方を、この点を具体的に見ておきたいと思います。

○小平国務大臣 本問題につきましても、すでにお話をございましたとおり、企業の合併といふことが相当広範に行なわれる形勢にございます。これがあわせてお伺いをしておきたいと思います。

○吉村委員 大体私がこの雇用対策法の審議にあつて関連をする前段的に解決をしていかなければならぬと考へておりました諸問題についての、労働大臣あるいは政府当局の回答をいたしておきたいと思いますが、きょうの今までの質疑には、不況のため倒産を余儀なくされる、そぞういう企業がございます。これは国の経済政策によって影響をこうむつておるところも多々あるだろうというふうに思ひます。そこで、こういったたたけでございますが、きょうの今までの質疑を通じて感じられますのは、児童手当を除いては労働大臣やや積極的な姿勢をもつて対処をする心が見えが明らかになつてしまつたので、この点は言明どおりにひとつ早急に実現力を強く要望しておきたいと思います。

なお、さらに加えて、予測される問題点として、あるいは今日すでに起つておる問題としては、社会問題にまで発展をしていくというふうな特殊な産業といいましょうか、そういうことで働いておったこの離職者に対しましては、社会問題にまで発展をしていくというふうに私は考えます。したがつて、この際そういう方向について、労働省として十

実は先般も労働省のほうから通産省のほうに連絡をとりまして、こういった企業の合併問題等にあたっては労働者の立場というものを十分考慮して進めてもらわなければならぬという趣旨を実現し入れをいたしました。通産省のほうにおいでもその趣旨の存するところもつともある、こうしたことで先般とりあえず両事務当局に協議をさせたのであります。このことは将来にもわたる問題でありますから、今後も引続いて両当局で緊密な連係をとりながら、労働問題というものを、合併にあたって軽視するようなことのないよう労働者の立場といふものを今後も十分尊重していくようにという基本的な考え方については通産省も同意をしていただいておるわけでありまして、私どもとしては、今後とも通産当局、その他御当局に関連する場合もございましょうが、いずれにいたしましても、関係当局と十分緊密な連絡をとりながら労働者の立場というものを尊重しながら行政をそれぞれ進めてもらおうように努力をいたしたい、かのように考えておるわけであります。

○吉村委員 いまの問題はこの雇用対策法審議の

前段の問題として私も指摘をしましたけれども、

ここにあらわれたものは企業合併の問題として出

てくるわけです。しかし、これは雇用対策なり労

働政策なりというものをやつていくのにあたって根本的な政治姿勢の問題になるわけです。たとえば、政府が経済政策を担当するところの通産省、こういったところでは雇用問題というようなものを軽視して、企業さえどんどん発展をしていけばいいという態度で政策を進めていく、この場合には労働省としては労働者保護という見地に立つて、労働者の権利を守っていく立場に立つて、両々相まって日本の経済が正しく発展するという、そういう方向で進んでいかなければなりません、こういふことは言うまでもないと思ひます。私どもが危惧をしておりますのは、この雇用対策法についてもしかりです。これは再三申し上げましたけれども、いわばこの雇用対策法はも

をとりまして、こういった企業の合併問題等にあたっては労働者の立場というものを十分考慮して進めてもらわなければならぬという趣旨を実現し入れをいたしました。通産省のほうにおいでもその趣旨の存するところもつともある、こうしたことで先般とりあえず両事務当局に協議をさせたのであります。このことは将来にもわたる問題でありますから、今後も引続いて両当局で緊密な連係をとりながら、労働問題というものを、合併にあたって軽視するようなことのないよう労働者の立場といふものを今後も十分尊重していくようにという基本的な考え方については通産省も同意をしていただいておるわけでありまして、私どもとしては、今後とも通産当局、その他御当局に関連する場合もございましょうが、いずれにいたしましても、関係当局と十分緊密な連絡をとりながら労働者の立場といふものを尊重しながら行政をそれぞれ進めてもらおうように努力をいたしたい、かのように考えておるわけであります。

○鷲井委員 いまの問題はこの雇用対策法審議の

前段の問題として私も指摘をしましたけれども、

ここにあらわれたものは企業合併の問題として出

てくるわけです。しかし、これは雇用対策なり労

働政策なりといふものをやつしていくのにあたって根本的な政治姿勢の問題になるわけです。たとえば、政府が経済政策を担当するところの通産省、こういったところでは雇用問題といふことを軽視して、企業さえどんどん発展をしていけばいいという態度で政策を進めていく、この場合には労働省としては労働者保護といふ見地に立つて、労働者の権利を守っていく立場に立つて、両々相まって日本の経済が正しく発展するという、そういう方向で進んでいかなければなりません、こういふことは言うまでもないと思ひます。私どもが危惧をしておりますのは、この雇用対策法についてもしかりです。これは再三申し上げましたけれども、いわばこの雇用対策法はも

た責任はきわめて大きいと私は思うのです。で

る刃みたいなものだと私は思つておるのです。これは本来の意味で労働者の保護の見地に立つて完

全雇用というものを実現していくという、そういう見地に立つて政府全体が取り組んでいくとするなら、この法案自体の持つ意味はきわめて大き

いと私は思うのです。ところがわれわれが危惧するごとく経済政策に従属せしめていく。その仲立

としての政府が役割りを果たすというために、この雇用対策法というものが運営されていくとい

うことになれば、これまたきわめて重大だといわなければならぬ、こういうふうに私どもは考

えてまいりておるだけです。

そこで、私は最終的に大臣の見解をお尋ねした

いんですかけれども、この中で最も重要な事柄は第

二章にあるところの雇用対策基本計画、こういう

ものであらうと思うのです。この基本計画なるも

のを立案するにあたって労働大臣の果たす役割

といふものはきわめて大きいと私は思うのです。

言ひかえますならば、政府全体が雇用の問題、労

働の問題というものをどうとらえ、どうながめる

かという問題にもこれは通ずる。このほんとうの

労働者保護、完全雇用、こういうものを実現して

いくという立場に立つてこの雇用対策法というも

のを運用していくためには、副総理くらいの人が

労働大臣になつたほうが一番いいと思うのです。

そうでもないと、遺憾ながらこれはいままでの日

本の政治姿勢のもとでは経済政策に従属させられ

いくという危険を感じさせるを得ない。この私

のいまの考え方方は危惧に終わつてくれればいいん

です。新しい法律ですから、これはその心がま

い、姿勢によつていかようでも運用をされると

いうところに非常に重要な点があると私どもは考

えておりますので、いろいろ書かれておりますけ

れども、どうかひとつこの雇用対策法がほんとう

の意味で完全雇用というものを実現していく、そ

の基礎的な役割りを、しかも経済政策に従属さ

れない、そういう雇用政策といふものを政府全体と

して固める、こういために労働大臣に与えられ

た責任はきわめて大きいと私は思うのです。で

から、幾ら名文が書いてあっても、その基本計画

なり何なりが立案される過程で経済政策従属のよ

うなそういう雇用政策が生まれてくるとするなら、それは資本の利潤追求の具に労働力が供され

てしまう、こういう結果になりかねないと思いま

すから、そういうことがないよう、この点、強

く労働大臣の決意をこの際お聞きをして私の質問

を終わりにしたいと思うのです。

○小平国務大臣 先生の御指摘のとおりこの法案

が成立了しますならば、私は労働大臣なり労働

省なりの任務といふものは從来に比して一そろ

格段に重くなつてまいる。かよう存じます。そ

こで経済政策との関係はすでにいま法律にう

たつてあるとおりでございまして、私はやはり今

後労働者の立場、人間の立場といふものを十分尊

重した政策といふものが産業政策にももちろん強

く反映し、両者がほんとうに文字どおり調和を

とつて進め得るような、そういう全般的な、総合

的施策といふものが国の政治の上で実現をする

よう最大の努力を傾けていきたい、かよう考

えておるわけあります。

○鷲井委員 関連。実は逐条審議を十一条までし

かやつていいのですけれども、委員会の話し合

いができたそうですから、あまりじやまをして

おつてもぐあいが悪いので、一、二点だけお尋ね

をするのですが、御存じのようにいまの産業構造

が急激に変化をしつつあるわけです。そこで通産

省として産業の再編成構想といふものを出して

おります。これは設備が非常に過剰で、特に技能

労働者、いわゆる労働力の不足というものは

比較的年齢の多い人が多くなつて退職金や給与が

多くなつてくる。同時に自己資本が少なくなつて

金利は高くなる。こうしたこと非常に急速に企

業の合併、合同が行なわれつゝある。いま吉村君

も触れたけれども、たとえば最近非常に注目

に値するのは、日産とプリンスもありますが、東

邦レーヨンと鐘紡の合併です。この合併がうまく

いかなかつたというのは、結局労働問題をいま

いたして善処してまいりたい、かよう考

えます。

○小平国務大臣 この法案が成立しますならば、

雇用対策といふものが従来よりも少なくとも、一

段と国政全般に及ぼす影響力といふものも確かに強まつてしまふし、また、そうしなければならぬ。もともとこの法案がこういう考え方から出て

おるわけです。したがつてまた、ただいまも申し

ましたとおり、労働省なり労働大臣なりの任務と

いうものもきわめて重要になつてまい、かよう

うことをなんですよ。一体そういう体制といふもの

です。だから、こういう法案をお通しになるな

らば、やはり労働省もそういう体制に労働省内部

の機構を整えなければいかぬ。産業構造なり産業

再編成体制が通産省の主導権だけで行なわれて、

労働省はそれについていく形ではだめだ、こうい

ういう意味では労働省の体制といふものは少し抜

きつておる、こういうことをわれわれは言いたい

のです。だから、こういう法案をお通しになるな

らば、やはり労働省もそういう体制に労働省内部

の機構を整えなければいかぬ。産業構造なり産業

再編成体制が通産省の主導権だけで行なわれて、

○鶴井委員 そうしますと、とりあえずすぐに問題になるのは何かというと、石炭政策なんですよ。御存じのとおり、いま石炭鉱業審議会というのが石炭の抜本策を、少なくとも今月中にはまとめて出そうとしているわけです。これに労働者は一体いかなる主導権を握って石炭政策を誘導しようとしているのかということです。今まで巷間伝えられるところによると、十一万のいまの労働者をもう三万人首を切つて八万にするんだ、こういわれているわけです。石炭労働者の平均年齢というのは四十歳になんなんとしておる。中高年齢です。そうすると、その受け入れ体制というものは五千四百の緊就以外にないわけです。緊就はワクを閉ざして、もはやなかなか入れない。この前御説明がありました。それは公共事業にまず行つていただきます、それから鉱害復旧事業を行つていただきまます、どうしてもいかなければ産炭地振興事業を行つていただきます、そうしてだめならば緊就に受け入れます、こう言うけれども、いま四十歳をこえて、今まで単純な坑内労働をやっておった人が近代のオートメーション化が進行している企業に右から左に雇われる情勢はないであります。だからこそ、黒い手帳を持った人で、三年間、今度の法律改正で五百七十円ですがいただいた、しかし、なお就職できない人が千八百人もおる。しかも、そのうちの七割というのは五十歳以上だ、こういう実態なんですからね。そういうことが解決をしていない、ところに石炭の抜本政策が出ようとしている。いまのようには大きな産業に石油との競争で斜陽化が起こり、合理化がなされようとしている。これが本政ことになれば、労働省としてはこれを一体どうチェックしようとするのか。現実に受け入れ体制が不完全で、千八百人も、三年で黒い手帳の切れた人がなお滞留しておる。それにまた、これから三年か五年のうちに三万人が出るといふ約しておいてもらわなければいかぬわけなんですね。それが何もないです。もう不安定雇用になるということになれば、労働省としては何が一言ここで明約しておいてもらわなければいけないんであります。それが何もないです。私が非常に心配するの

は、東邦レーヨンと鐘紡の合併の問題が出て、何ら労働政策が経営の間に浸透していない、ということをそのままのあたりに見た。やはり労働省は、首を切られて、それでそこに失業者が出たら、その手当てを職業安定所その他を通じてやるというのではなくて、もう少し予防的に対策を明らかにしないと、これはもう労働者が不安でしょうがない。しかし、これから労働力は不足するのですからね。だから今度は労働者側が売り手市場になるわけです。そうなりますと、これは企業自身が参ってしまう。特に中小企業なんか参ってしまふ。だから、いまのような石炭の最後の答申が出ようとするときに、一休労働省としては雇用対策上何をなそりとしておるのか、ひとつここで明らかにしていただきたいと思う。

れば困りますよ、というもののがなければならぬわけです。労働省が何にも言わぬで、通産省がたとえば五千二百万トンとか五千万トンとか出してしまった、そこで三万人の失業者がこれから一二、三年のうちにずっと出でます、それに対しても、わたくしたちは中高年齢層対策をもつて救いますということでは、首を切られてしまつて、血が出切つてもらつたら困ります、それなら五千万トンを五千三百万トンにしてくださいとか、五千四百万トン確保してもらわなければ困ります、こういふことを労働政策の立場から産業政策にものを言う立場でなければ、労働省の主導権というものはないのですよ。そうでしょう。私はそこを言いたいのです。いまはそれがないですよ。首を切つて切りっぱなしで、出てきたものを労働省が救つてやる、こういう形では予防ではないですよ。もう病膏肓に入つてから救つてやるう、それでは病気はなおらないです。だからそれを一体どういう方向に――もう月末に出ちゃうのですよ。そうしたらいいへんです。なるほどあそこの石炭鉱業審議会には有沢さんのような労働問題の専門家――専門家ではないが、専門家に近いような偉い先生も入つております。しかし、主力は何といったつて、もう産業政策に精通しておる人しか入つていない。やはりあそこに労働省がこの人ならば労働政策の立場から十分ものを言えるような人、若手のちやきちやきした人が一人、二人おることが必須のつまですよ。それではいかぬと思うのです。だからこの際、ここでやはりあなた方はどうするのだ、いま日本の客觀情勢から見た石炭といふものは労働政策からどの程度掘つてもらわなければいけますよ、それに對して、わたくしたちは中高年齢層対策をもつて救いますということでは、首を切られてしまつて、血が出切つてもらつたら困ります、それなら五千万トンを五千三百万トンにしてくださいとか、五千四百万トン確保してもらわなければ困ります、こういふことを労働政策の立場から産業政策にものを言つてから救つてやつたって、それはげすのあと知恵です。こういうのをげすのあと知恵といふのです。ですから、げすのあと知恵にならぬためには予防的なものをやらなければいかぬ。その点は通産省にものを言つて、労働省としては雇用対策はもうこのくらいしか立ちません、それ以上首を切つてもらつたら困ります、それなら五千万トンを五千三百万トンにしてくださいとか、五千四百万トン確保してもらわなければ困ります、こういふことを労働政策の立場から産業政策にものを言つてから救つてやるう、それでは病気はなおらないです。だからそれを一体どういう方向に――もう月末に出ちゃうのですよ。そうしたらいいへんです。なるほどあそこの石炭鉱業審議会には有沢さんのような労働問題の専門家――専門家ではないが、専門家に近いような偉い先生も入つております。しかし、主力は何といったつて、もう産業政策に精通しておる人しか入つていない。やはりあそこに労働省がこの人ならば労働政策の立場から十分ものを言えるような人、若手のちやきちやきした人が一人、二人おることが必須のつまですよ。それではいかぬと思うのです。

ばいしかぬのだというようなことを言ひても、られないことは、何も言わぬで、向こうが首を切つたものの受け入れ、中高年齢対策をやりますで、は、現実に千八百人もおるのだから、どうにもならぬ。これが雇用対策というものですよ。それがないのです。だからここでひとつ明らかにしてください。

○小平国務大臣 雇用対策として石炭問題についてもものを申せ、こういうことでございますが、現に労働省からももちろんいろいろ資料等も提供し、また、先生の御指摘のような点にも触れながら、ものを見に実は申しておるところなんなりまして、今後も先生の御指摘のような方向においてわれわれとしても最善を尽くしてまいりたい、かようと考えております。

○溝井委員 期日がもう土曜日までくらいには出てしまふのです。だからすみやかにひとつ労働省の意見をまとめて出してもらいたい。何ならわれわれにも聞かしてもらいたいと思うのです。いま現実に三年おくれて、千八百人も余ってそれが行ききどころがなくて困っているのに、また首を切られたのでは産廃地では暴動が起りますよ。

これで終わりますが、先日御質問申し上げましたように、日本の新規若年の労働力がこれから二、三年か四、五年もしているうちに三百二十万になつてしまふわけでしょう。そして、いわば代替労働力といふものだけでそれ以上百四、五十万も必要でしよう。そしてなお日本の経済が拡大すれば、新しい雇用の需要が起こつてくるでしよう。それは百万をこえますよ。そうすると、労働力といふものは百四、五十万の不足になつてくるわけです。この百四、五十万の労働力の不足をどこから持ってきて、日本の産業が貿易の自由化、資本の自由化された中で生きていくかということになると、結局農業とか中小企業が一番やり玉に上がるわけです。その場合に一体雇用対策と農業対策との関係をどうするか、雇用対策と中小企業の関係をどうするか。もう一つ重要なのは、これは松野さんのほうで来年から、四十二年から四十六

年にかけて第三次の防衛計画を立てるわけです。

三次防を立てる場合に——質問すると長くなるからやめますけれども、その三次防をお立てになると、これまた相当の人員が要るわけですね。現在でも陸上自衛官が十七万一千五百人でしょ。う。これは三万人欠員、不足です。十四万二千人。それから海上自衛隊が三万五千五百六十人で実人員が三万一千人、ここも不足です。それから航空自衛隊が実人員が三万七千人で定員が三万九千五百五十三人です。これがさらに今度の、いま内閣委員会にかかるつているのをずっと通していくままで、もう少しふえる。そうすると日本の労働力の上において、四十六年までの自衛隊の計画というのが非常に重要になつてくる。またこの自衛隊を出た人をどういうふうに労働力の配置の上で考慮するかということも非常に重要なことだと思えば、アメリカがいまベトナム戦争をやつている。これは志願兵と徴兵だけです。まだたたいつだけジョンソン大統領に良心が残つてゐるのは、予備役の召集をやつていないというところだけです。しかし、ベトナムに四十万以上の軍隊をやると、アメリカの予備役の召集をやらなければならぬから、アメリカの産業はがたつといくのです。(「アメリカのことはいいじゃないか。」と呼ぶ者あり)アメリカのことはいいじゃないかと言ふけれども、アメリカがそういう状態で、日本も今度韓国から御存じのとおり三、四千人の研修生が中小企業の協同組合を通じて入つてくるのですよ。それをいまどうしますかと言つている。ペトナムのことはいいじゃないかと言ふけれども、これはみんな関係が出てくるのです。そればかりでなく、御存じのとおり、そういうことになりますと、文部省の職業教育計画と関連してくる。職業教育計画をどうするかということ。そしてこられに通産省の産業政策が関連してくる。こういう日本産業全体における、あるいは日本の防衛力の整備計画との関係、こういうものと雇用対策、労働力の計画というのはどういうふうにあなた方がお考えになつてあるかということを——労働省

がそういうものも何も知らぬで、ただ雇用対策、雇用対策といって抽象的なことだけを言つておったのではいまの日本では話にならぬわけです。そうでしょう。私たちには実はこういうところをもう少し各省にも明らかにしてもらひし、労働省にてももらひたかったわけです。たとえば、中央教育審議会の中間報告をごらんになつても、いまの日本の教育制度を非常に大きく変革するような案が出てきているわけです。たとえば、職業または技能教育を中心とする短期高校というのが出てきている。これは財界の要望です。労働力が不足してそんなに長く高等学校へ行っておつてもらつたら困るという問題がある。すなわち産業の要望というものはすぐ教育に反映をしてくるわけでしょう。こういう点を、私はもう少しやはり労働省に全貌を握つてもらつて、そうして明らかにしてもらう必要があると思うのです。これを無秩序でめぢやくちやに各省が力づくでやつておつたら、労働省といふのは何をしているのかわからぬことになつてしまふのです。そうでしょう。だから、こんな雇用対策を出したら各省から袋だたきにあって、非常に抽象的なものにならざるを得ない。抽象的なものでも、滝井さん何とか早く通してもらわなければつぶれるかもしけれないと、こんな情けないことと言わなければならぬというのは、結局これは力の問題でしょう。労働省がそれだけの基盤、根を張つてないと、証拠です。だからいまこそ労働省が根を張る絶好のチャンスです。政治力をあなた方が發揮する絶好のチャンスです。その絶好のチャンスをあなた方がお握りになつて、農林省の関係なり——米価の問題がこれほど大きな問題になつていいのですから、米の自給率の問題、すなはちそのことは米をつくる労働力の問題に還元してくるのですよ。だから、その点を農林省にもう少し、あなたの方で意見をどしどしあげてもらう必要があるのであります。そういう点がちつとも明らかでない。そういう点を今後——きょうはもうこれ以上何も言いませんけれども、資料その他で明らかにしていただ

いて、日本の雇用対策のきわめて具体的な全貌を示していただきたい。

○小平国務大臣 将来の労働力の問題、雇用対策についての考え方は、全く先生と私どもも同じなのでござります。そういう考え方がありますので、実はこの法案をお願いしておるわけでございます。これを十分活用して善処していくたいと思ひます。

○滝井委員 ではこれでおわります。  
○田中委員長 吉川兼光君。  
○吉川(兼)委員 たいへん時間がないようでござ  
いますから、私は、ごく数点につきまして簡単に  
お伺いいたします。  
本法案の目的はいわゆる労務統制的なもので  
はなくして、完全雇用の達成を目指すものだ、こ  
ういうふうな説明のようであります。が、完全雇用  
を達成するための施策の具体的な内容といふも  
のがこの法案とどんなつながりがあるかという、  
つまりその関係を明らかにしてもらいたい。  
もう一つは、完全雇用を達成される時期でござ  
いますが、これはおそらく政府には一応の日安が  
あるはずでございます。それはいつごろと考えて

○有馬政府委員 この法案が完全雇用の達成を目指しておるということを伺いたい。  
さしておるということは目的に明らかにしておりますが、これを達成する手段といたしましては、三条以下の国の施策を総合的に樹立するその方法としましては、さらに雇用対策基本計画を開議レベルで決定して推進をしていく。こういう手段をこの法律は予定いたしておるのでございま  
す。

また完全雇用の達成の時期という問題でござりますが、これは非常にむずかしい問題で、私どもは雇用の動向を考える場合に、さしあたり五年ないし十年というふうな長期の見通しを立て、この雇用計画を策定してまいり予定にいたしておられますので、十年先の状態がどういうふうに改善されていくかということを一応想定しながら、雇用対策を樹立していくという考え方でございま

す。

○吉川(兼)委員 時間がないからどんどん飛び申し上げるまでもないことであります、労働条件の全般的な改善向上、つまり最賃制でありますとか、あるいは家内労働法の制定、または自営業者や家族従業者を含めました中小企業の対策、あるいは社会保障政策、あるいは住宅政策など、広範な施策が必要とされるのでございますが、本法案におきましては、具体的の施策といたしましては、いま申し上げました中のどれとどれであるかということをこの際明らかにしてもらいたい。

○有馬政府委員 御指摘のような施策は、この第三条の施策として列記しておる各号に関連があるわけでございますが、特に御指摘の第五号におきまして「不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等」と、「等」という字を入れておるのはそのためでございまして、広範にこの「等」で必要な施策を充実していくというふうに読み取ってまいりたいと思ひます。

○吉川(兼)委員 それから今後の雇用情勢は、労働力の不足ということが基調となると、こういうふうに言われておりますし、またそれは十分そういう見通しに立つわけでございますが、労働力の不足というのは、いわゆる若年労働力のことですございまして、中高年齢労働者につきましては、たゞいま瀧井君の質問もありましたように、炭鉱離職者にしても収容し切れない者が二千名近くも残つておるというような状況でございます。ることは、とりもなおさずいわゆる一面において不足であるが、他面においては過剰という労働力需給のアンバランスがここにあるわけでございまして、これを均衡させるということが本法案の目的ではないかと私は思うのですがございます。したがつて、第一条の目的の規定のところにございます——これは労働省の原案からだいぶ改められておるようになりますけれども、当初労働省のほう

で考えたと言われておりますのは、いわゆる完全雇用というものは口実でありまして、労働力需給の均衡にあつたことは、これは間違いないのであるかどうかということを聞いておきたいのです。

○有馬政府委員 当初の原案は多少誤解を招く個所がございましたので、審議会等の審議の過程を経まして、私どもとしましては、これを思い切って書き改めまして、御指摘のように「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図る」ということを第一義にいたしまして、労務の調達的な色彩は払拭いたしまして、われわれの目的が誤解されないように明記いたしたわけでございます。

○吉川(兼)委員 先刻来瀧井君からいろいろと指摘されておりましたが、それに関連することであるわけでございますが、いわゆる雇用政策につきまして、労働省が政府の各省の中においてインシシアをとるというたてまえ、これは私は今後堅持しなければならないと思うのであります。それにつきましてお伺いしたいのは、最初労働省の構想の中に、内閣に雇用閣僚会議あるいは雇用閣僚協議会でございましたか、そういうものを設置するというような構想があつたはずでございまするが、これが消えてなくなつておるのはどういうことであるかということを大臣から聞いておきたいと思います。

○小平国務大臣 閣僚会議の関係につきましてはこの法案の中にはうたわなかつたのでございまますが、今後この基本計画を策定するといったような問題を中心にしていたしまして、雇用問題の重要性にかんがみまして、閣僚会議というものは閣議の申し合わせができるですから、将来はぜひそれを政策の実施、こういうものはいずれも雇用計画におります。

関係があるのでございますが、それらについて労働大臣は、場合によつては雇用政策のたてまえからそれを変更させ、ないしは阻止するというようなことまでやる決意を持つておるのかどうか。なことまでございませんが、具体的な、いま先生のお話のようだ、あるいは農業政策の問題なり貿易政策なり一般の産業政策なり、こういうものとどう調整をとらなければならぬということをうたつておるわけでござりますが、定するにあたりまして各省から十分資料も出してもらわなければなりませんし、それらにつきまして雇用対策の立場から、また各省の施策について調整を顧むなければならぬものは顧うことになりましたし、そういう点で今後十分各省間の連絡を緊密にしてやってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

<p>○小平国務大臣 あらためて申し上げるまでもなく、労働省は、一口に申せば、労働者に対するサービス機関でもござりますから、いま先生の御指摘になりましたような職業の調査研究であるとか、あるいは職業紹介であるとか、職業訓練であるとか、こういったようなことは、もう本来労働省が当然やらなければならぬことでござります。しかし、このような規定をえてここに設けましたことは、この労働省の任務といふものをより明確に、あるいはより積極的にいたす、こういう趣旨からここに取り上げたわけでございまして、こうすることによって、労働省の果たさなければならない責任というものが、法律によつて、いま申しますようにより明確になり、より積極的になつた、またそうすることが雇用対策上きわめて必要である、かのように私どもは考えておるわけでございます。</p>
<p>○濱谷委員長 本案に対する質疑は終局されることを望みます。</p>
<p>○田中委員長 ただいまの濱谷君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。</p>
<p>〔賛成者起立〕</p>
<p>○田中委員長 起立多数。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。</p>
<p>○田中委員長 ただいま委員長の手元に、濱谷直藏君、河野正君及び吉川兼光君より雇用対策法案に対する修正案が提出されております。</p>
<p>雇用対策法案に対する修正案</p>
<p>○田中委員長 ただいま委員長の手元に、濱谷直藏君、河野正君及び吉川兼光君より雇用対策法案に対する修正案が提出されております。</p>
<p>第十三条第一項の表中「身体障害者雇用審議会——労働大臣の諮問に応じ、身体障害者のに関する重要事項を調査審議するこ</p>

「雇用の促進」を「身体障害者雇用審議会と。」  
「駐留軍関係離職者対策審議会と。  
「労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議する」と。  
「労働大臣の諮問に応じ、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）が効力を失う日まで置かれるものとする。  
附則第五条中第十八条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。  
附則に次の二項を加える。  
4 第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、駐留軍関係離職者対策審議会は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）が効力を失う日まで置かれるものとする。  
附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十条を附則第十二条とする。  
附則第九条中第十二条の改正に関する部分の次に次のように加え、附則第九条を附則第十二条とする。  
第十九条第一項第一号中「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に改める。  
附則第八条を附則第十条とし、附則第七条を附則第八条とし、同条の次に次の二項を加える。  
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)  
第九条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。  
第九条の二 公共職業安定所長は、第八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定に該当する者であつて、当該離職後炭鉱労働者以外の安定した職業につくことなく炭鉱労働者として雇用された後石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされたものに対しては、前二条の規定にかかわらず、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。  
2 前条第一項の規定は、前項の規定に該当す

○田中委員長　ただいま委員長の手元に、瀧谷商店  
藏君、河野正君及び吉川兼光君より雇用対策法案  
に対する修正案が提出されております。

第九条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 公共職業安定所長は、第八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定に該当する者であつて、当該離職後炭鉱労働者以外の安定した職業につくことなく炭鉱労働者として雇用された後石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされたものに対しては、前二条の規定にかかわらず、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定に該当す

る者が炭鉱労働者以外の安定した職業につい

た場合準用する。この場合において、同条第

一項第一号中「前条第一項(第三号を除く。)」

とあるのは「第九条の一第一項」と、「当

該離職後同条第二項又は第三項」とあるの

は「第九条の二第一項に規定する離職後同条

第三項の規定により準用された第八条第二

項又は第三項」と、同条同項第二号中「前条

第一項の規定」とあるのは「第九条の二第一

項の規定」と、「三年」とあるのは「三年(そ

の者が第八条第一項第一号の離職の日の翌

日以降において同項の規定により手帳の発給

を受けることができるのこととなつた後炭鉱労

働者として雇用された期間があるときは、そ

の期間に相当する期間をこれに加えるものと

する。」と読み替えるものとする。

3 第八条第二項及び第三項の規定は、前二項

の申請に準用する。

第十一条第一項中「三年」の下に「(その者

が当該離職の日の翌日以降において同項の規定

により手帳の発給を受けることができること

となつた後炭鉱労働者として雇用された期間が

あるときは、その期間に相当する期間をこれに

加えるものとする。」を加える。

第十七条第一項中「離職の日前の賃金日額」

の下に「(第九条の二第一項の規定に該当する

者であつて同項に規定する離職の日まで一年以

上引き続き雇用されたものについては、当該離職

の日前の賃金日額」を加える。

第十七条の二第一項中「離職の日」の下

に「(第九条の二第一項の規定に該当する者で

あつて同項に規定する離職の日まで一年以上引

き続き雇用されたものについては、当該離職の

第九条第一項又は第九条の二第一項若しくは第

二項」に改める。

附則第六条中第一条の改正に関する部分の前に

る。

「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に

改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(土地収用法の一部改正)

第六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十

九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「中央職業訓練所」

を「職業訓練大学校」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六百

万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六百

万円の見込みである。

○田中委員長 修正案の趣旨の説明を聽取いたし

ます。瀧谷直蔵君。

○瀧谷委員 私は、ただいま議題となつております。

○田中委員長 修正案について御発言はありますか。

○小平國務大臣 なれば、この際、本修正案について、国会法

第五十七条の三による内閣の意見があればお述べ

願いたいと存じます。小平労働大臣。

○田中委員長 なれば、この際、本修正案について、国会法

第五十七条の三による内閣の意見があればお述べ

願いたいと存じます。小平労働大臣。

業訓練所の名称を、現在すでに使われている職業

訓練大学校という名称に法律上明確に規定しよう

とするものであります。

以上につき皆さまの御賛同をお願いいたしま

す。

○田中委員長 修正案について御発言はありますか。

○小平國務大臣 なれば、この際、本修正案について、国会法

第五十七条の三による内閣の意見があればお述べ

願いたいと存じます。小平労働大臣。

○田中委員長 なれば、この際、本修正案について、国会法

第五十七条の三による内閣の意見があればお述べ

願いたいと存じます。小平労働大臣。

技術はもはや無用のものになつて、これを生産の現場から出して再就職させるための対策が必要だと正直に言つておりますが、これらの中高年労

働者及び政府の施策によつて首を切られ

業といわれる石炭、銅などの産業から出てくる失

業者、中小企業から倒産整理によつておびただしい労働者

に転化しつつあります農民、漁民、さらに衰退

をされて、そうしていわゆる若年労働者水準の低賃

金で再分配しようといふのがこの法律の基本的

な目的であります。こういうことは労働者階級に

対する不当な権利侵害であつて、絶対に許すこと

はできないのであります。

第二の問題は、こういうやり方を政府の権力によつて、政府の統制によつてやりつたるし、ま

た、やろうとするところにこの法案のねらいがあ

ることであります。すでに炭鉱離職者に対し

も、これはいろいろの法律によりましていかに残

酷に低賃金に追い落としているかといふことが明

らかになつておりますが、その他失業事業に対

する打ち切り、これは全日自労などは絶対に反対

も、これはいろいろの法律によりましていかに残

酷に低賃金に追い落としているかといふことが明

らかになつておりますが、さらなる打ち切り、これは全日自労などは絶対に反対

も、これはいろいろの法律によりましていかに残

酷に低賃金に追い落としているかといふことが明

力としてやる、ということを計画しておるのであります。まことに、私どもは絶対にこれを許すことはできないのであります。言いかえますと、これは憲法違反ではないか、というふうにわれわれは考えます。

第三点は、労働市場センターなどという最高の新しい機械を備えつけて、全国の職安をこれに

こし、つ、労働者の長年の問題は労働者の田吉  
主張したい。

採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。

に基づき、防空の実施若しくはその訓練、從事中又は応急防火若しくはその訓練に從事中若しくは協力中のもの

第四条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の一 第二条第三項第七号に掲げる者が当該防空の実施若しくはその訓練又は該応急防火若しくはその訓練に基づき負傷し、

に基<sup>ハシ</sup>、防空の実施若しくはその訓練に從事中又は応急防火若しくはその訓練に從事中若しくは協力中のもの

ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

該防空の実施若しくはその訓練又は當該心急防火若しくはその訓練に基づき負傷し、又は疾病にかかった場合

○田中委員長 御異議なしと認め、そのように決  
しました。

**第二条** 戰傷病者特別援護法 昭和三十八年法律  
第一百六十八号の一部を次のよう改正する。  
**第二条第二項**に次の一号を加える。

○田中委員長 次に、大原亨君外四十名提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び山田祐日君外四十名提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

十二 旧防空従事者扶助令(昭和十六年法律第千百三十七号)第二条に規定する者で、旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)の規定に基づき、防空の実施若しくはその訓練に従事中又は応急防火若しくはその訓練に従事中若しくは協力中のもの、当該防空の実施若しくはその訓練又は当該応急防火若しくはその訓練による負傷又は疾患

**戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案**

（施行期日）  
この法律は、昭和四十二年十月一日から施行  
しくはその言葉に基く金傳の法律

戦傷病者 戦没者 遺族等 援護法等の一部を改  
正する法律

(戦傷病者慰効者遺族等援護法(一部改正)  
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改  
正する。

(以下「遺族援護法」という。)第一条第三項の規定の改正により障害年金、遺族給与金又は用慰金を受ける権利を有するに至った者に関するものである。

第二条第三項に次の一号を加える。  
二、官房空事者扶助令（昭和十六年勅令第

の法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規

千百三十七号)第一條に規定する者で、旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)の規定

定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

**第七条第三項及び第四項**

— 1 —

第十三條第二項  
第二十二條第二項第三号

昭和四〇年十月一日

第二十五条第三項

卷之三

それから、今日の技術革新の中での単純ではあるけれども最も緻密な労働、非常な苦しい労働、労働の強化がかつてない非人間的になつて、数年もすればからだの障害を起こすといふような現在のオートメーション下における労働、こういう

**本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。**  
〔賛成者起立〕

第一十三条第二項	昭和三十三年十二月三十日	昭和三十三年九月三十日
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和三十四年十月
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和三十四年十月一日
第二十六条第一項第一号	昭和三十五年三月三十日	昭和三十五年九月三十日
第三十八条第二号	昭和三七年四月一日	昭和三七年十月一日
第三十六条第一項第一号	昭和三七年三月三十日	昭和三七年九月三十日
第三十八条第三号	昭和三七年四月一日	昭和三七年十月一日
第三十六条第一項第一号	昭和三七年十一月一日	昭和三七年十月一日
第三十八条第三号	昭和三七年四月一日	昭和三七年十月一日
第三十六条第一項第一号	昭和三七年十一月一日	昭和三七年十月一日
第三十八条第三号	昭和三七年四月一日	昭和三七年十月一日

この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことによる同法第二十三条第二項第一号に規定する遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

4 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日とする。

5 この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用により同法第七条に規定する障害年金の発行の日は、昭和四十二年十一月一日とする。

6 本案施行に要する経費としては、初年度約百八十九億円の見込みである。

本案施行に要する経費

(平年度約百八十九億円)

第一條 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に必要な援護を行なうことを目的とする。	第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者医療審議会」に改める。
第三章の二 医療手当、援護手当、障害年金及び葬祭料	第十四条の八中「期間」の下に「月額五千円を限度として」を加え、「ことができる」を削る。
第十四条の七の次に次の章名を附する。	第三章の二 中第十四条の八の次に次の十四条を加える。
(援護手当)	第十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、被爆者が第四条の規定による健康診断若しくは第七条第一項の規定による医療の給付を受け、又は特別被爆者が政令で定める疾病につき医療を受ける場合において、当該健康

第一十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、被爆者が第四条の規定による健康診断若しくは第七条第一項の規定による医療の給付を受け、又は特別被爆者が政令で定める疾病につき医療を受ける場合において、当該健康	診断若しくは医療の給付又は当該医療を受けたため労働することができないことにより収入が減少したと認められるときは、その者に対する治療手当を支給する。
第二十四条の十 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかつた被爆者が昭和四十二年四月一日(その日において当該負傷又は疾病がなおっていない者については、当該負傷又は疾病がなおった日)において当該負傷又は疾病がなおっていない者については、当該負傷又は疾病がなおった日)において当該負傷又は疾病により政令で定める程度の廃疾の状態にある場合においては、その者に、その廃疾の程度に応じ、年額十二万円をこえない範囲内において、政令の定めるところにより、障害年金を支給する。ただし、昭和四十二年四月一日(その日において当該負傷又は疾病がなおっていない者については、当該負傷又は疾病がなおった日)において日本の国籍を有しない者には、支給しない。	(障害年金の支給)
第二十四条の十一 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。	第十四条の十一 障害年金を受ける権利の裁定は、受けている者の廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者医療審議会の議決を経て、その程度に応じて、当該障害年金の額を改定する。
第二十四条の十二 障害年金の額の改定は、当該障害年金の額を改定することによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。	第二十四条の十二 障害年金の額の改定は、当該障害年金の額を改定することによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。
第二十四条の十三 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。	第二十四条の十三 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。
一 死亡したとき。	一 死亡したとき。
二 日本の国籍を失ったとき。	二 日本の国籍を失ったとき。
三 厚生大臣によって第十四条の十の政令で定める程度の廃疾の状態がなくなつたと認定さ	三 厚生大臣によって第十四条の十の政令で定める程度の廃疾の状態がなくなつたと認定さ

れたとき。  
厚生大臣は、前項第三号の認定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経なければならない。

(障害年金の支給停止)  
第十四条の十四 障害年金は、受給者が監獄、労役場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁され、又は収容されているときは、当該拘禁され、又は収容されている期間、その支給を停止する。

(障害年金と増加恩給等との調整)

第十四条の十五 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の廃疾に関し、他の法令により増加恩給その他障害年金に相当する給付(国民年金法昭和三十四年法律第二百四十一号)に規定する障害福祉年金を除く。)を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

(障害年金を受ける権利の承継)

第十四条の十六 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金でその者の死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金を請求することができる。

3 第二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その一人に対しても、障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に對してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第十四条の十七 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、その廃疾の状態その他必要な事項に關し、必要な書類の提出を命じ、又は

な事項に關し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について廃疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行なう當該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異議申立て期間)

第十四条の十八 障害年金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)

第十四条の十九 厚生大臣は、前条第一項の異議申立てに対する決定をするに當つては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見をきかなければならぬ。

(時効の中止)

第十四条の二十 第十四条の十八第一項の異議申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第十四条の二十一 障害年金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに當つては、時効の中止については、提起することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求に対する決定を経た後でなければ、提起することはできない。

3 第二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その一人に対しても、障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に對してしたものとみなす。

(葬祭料)

第十四条の二十二 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかつた被

爆者が当該負傷又は疾病により死亡したときは、その死亡した者と生計を同じくしていた者は、その者に対し、葬祭料として三万円を支給する。

2 厚生大臣は、前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者がない場合には、葬祭を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び子爆弾被爆者相談所

第十五条の見出しを「原子爆弾被爆者援護審議会」に改め、同条中「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療相談及び身上相談に応ずるため、原子爆弾被爆者相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者相談所を設置した場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡、担保又は差押」に改め、同条中「権利は、」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

2 第十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当」に改める。

4 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第十五号を次のように改める。

十五 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、医療の給付に關する必

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行し、改正後の第十四条の二十二の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

2 地方自治法の一部改正

別表第三第一号(二)及び別表第四第一号(一)の一部を次のように改正する。

3 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「政令の定める身体障害者」を「身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者)」に改め、同条中「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を「別表第三第一号(二)及び別表第四第一号(一)の一部を次のように改正する。

4 法律第二百二十九号の一部を次のように改正する。

第五条の二中「政令の定める身体障害者」を「身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第十五号を次のように改める。

十五 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、医療の給付に關する必

要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに障害年金を受ける権利を裁定すること。

第九条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を「—原子爆弾被爆者援護審議会—厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要な事項を調査審議する」と。」に改める。

(地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改定する。

第二十三条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二百九十二条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

7 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和三十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

第十五条の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(所得税法の一部改正)

12 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改定する。

第二条第一項第二十号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣

の認定を受けている被爆者」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

8 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改定する。

第十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(国民年金法の一部改正)

9 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改定する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)に基づく障害年金

第七条第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

10 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改定する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加え

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(特別児童扶養手当法の一部改正)

11 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三百三十四号)の一部を次のように改定する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加え

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(所得税法の一部改正)

12 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改定する。

第二条第一項第二十号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣

の認定を受けている被爆者」を加える。

(原子爆弾被爆者遺族等援護法の一部改正)

7 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和三十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

(租税特別措置法の一部改正)

8 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改定する。

第十五条の二中「法律第七十三号」の下に「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)」を加える。

理由

原子爆弾の被爆者の実情にかんがみ、医療手当の月額の限度を法定し、かつ、引き上げるとともに、新たに、健康診断、医療の給付等を受けるため労働することができないことにより収入が減少した場合に援護手当を、廃疾の状態にある場合に障害年金を、死亡した場合に葬祭料を支給することとし、また、原子爆弾被爆者援護審議会を設

け、都道府県の設ける原子爆弾被爆者相談所による総動員業務に服すことと少しも変わることはないのです。

また、防空業務に従事しました者に対しましては、旧防空法第十二条及びこれに基づく旧防空従事者扶助令、これは昭和十六年勅令第二十二号であります。これがよりまして最低五百円から最高千五百円までの間の扶助金が支給せられ、死亡の場合には別に葬祭費が支給せられることになります。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約八億九千八百万円の見込みである。

○田中委員長 提案理由の説明を聴取ったします。提出者大原亨君。

○大原議員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改定する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦におきまして戦闘その他公務により死亡し、あるいは障害を受けた軍人軍属及び準軍属に対しましては、恩給法は別としまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等により援護の措置がとられておるのであります。が、その援護の対象となる軍人軍属及び準軍属につきまして逐次その範囲が拡大されつつあるのであります。

このたび政府が提案しております戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正案でも「満州等において旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力」しました人々を準軍属として待遇しようとするものであります。何ゆえに、完全に戦争状態に対する援護の措置が講ぜられないのです。

私も、このような措置がとられたことについていまさら當時の失策を責めようとするものではありませんが、終戦後二十余年を過ぎ、経済的にも社会的にも落つき、戦傷病者等の援護措置も拡充強化され逐年準軍属等の範囲も拡大されつ

ある今日、これら防空業務に従事した者で死亡した者の遺族やいまなお傷病に苦しむ傷病者に相

当の待遇を与えることは当然のことと存じます。

私たちも、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正して、旧防空従事者扶助令第二条に規定する者で、旧防空法の規定に基づき、防空の実施もしくはその訓練に従事中または応急防火もしくは

その訓練に従事中もしくは協力中のものを準軍属として処遇しようとするものであります。ここでは防空従事者扶助令第二条に規定する者とは、第一に防空監視隊員、第二に警防団員、第三に防空法第六条第一項に規定する防毒、教護等の特殊技能を有する者と同様第二項に規定する特別の教育訓練を受けた者、第四に防空法第九条第一項により緊急の必要ある場合に地方長官や市町村長から防空の実施に従事することを命ぜられた者、第五に第三と第四に掲ぐる者を除き地方官庁または市町村長のなす防空の実施または訓練に従事した者のうち内務大臣の指定するもの、第六に防空法第八条ノ七に規定する建築物の管理者、所有者、居住者等の応急防火もしくはその訓練をなしましたはこれに協力した者、第七に防空法第三条第一項の規定により、工場、学校等の防空計画の設定者の従事者等でその防空計画に基づいて防空の実施または訓練に従事したものであります。これにつきましては別紙の資料に詳細に法的な根拠を述べております。

以上述べました者が防空法に基づく防空の実施もしくはその訓練または応急防火もしくはその訓練に基づき死亡した場合は負傷もしくは病にかかる場合は負傷しもしくはその死亡した者の遺族は遺族給与金及び弔慰金が支給され、また、負傷または病にかかる場合は身体に障害がある者には障害年金が支給されることとなります。

第二点は、戦傷病者特別援護法を改正して、さきの戦傷病者戦没者遺族等援護法の準軍属として加えました防空の実施の業務に従事した者等を、この法律の軍人軍属等に加えて処遇しようとするものであります。これにより、防空の実施等の業務に従事中その業務により負傷し、または病気でかかり現在なお療養中の者は、療養の給付をはじめとしてこの法律に規定する援護の措置を受けることができるよう措置した次第であります。

なお、第三点として戦没者等の妻に対する特別給付金または戦傷病者等の妻に対する特別給付の支給を受けることができるよう措置した次第であります。

最後に、わが党といたしましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきまして、軍人軍属と準軍属とを差別して取り扱っていることは賛成しかねるものであります。今回の改正では、この点は一応差しあいて、とりあえず、防空従事者を準軍属の範囲に加えて処遇するにとどめた次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第でござります。

○田中委員長 次に、提出者山田耻目君。

○山田(耻)議員 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

特に、私自身が生き残つておる被爆者の一人でございまますし、非常に感慨深くこの御提案をいたす次第でございます。

御存じのよう、昭和二十年八月の六日、三日後の一月九日、人類史上最初の原爆が、広島、長崎に投下をされまして、一瞬にして三十万近い人々の命を奪い去つてしましました。両市を焦土と化してしまったのでござります。幸いにして二命をとりとめた人たちも、現在二十七万三千人余りおられるわけでございますが、この世のものとも思われない焦熱地獄を身をもつて体験をいたし、原爆の被爆という一生ぬぐい去ることのできない宿命を背負つておるわけでござります。また、あるいは原爆の熱線によりまして、痛み傷痕のゆえに結婚もできない、こういう悲嘆にくわれる姿も見受けられておりますし、あるいは放射能の影響によりまして、血小板など造血機能の障害や原爆後遺症に悩まされておりますなど、病苦貧困、孤独の苦痛にあえぎながら、だれに訴えるすべもなく、ただ黙つて歯を食いしばつているというものが、今日の生きておる姿でござります。しかし、何といたしましても、あれから二十年た

の歯を落とすように死んでしまっておりますけれども、白血病、貧血症等の発病の不安や生命的の不安、焦燥におののきながらも、働くなければ生きていけない、こういう姿の中で、原爆被爆者が日々の苦闘を続けておるという実態を、私たちは正しく理解していかなければならぬと考えておるところでございます。

こうした悲惨な現実をもたらした原因が、原爆の被爆に基づくものであるという事情にかんがみまして、昭和三十二年、主として原爆症の医療について、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定されました。その後、三十五年の一部改正以来、四回にわたりまして、本委員会各位の御協力、政府の御協力によりまして、対象範囲の拡大や、医療手当の所得制限緩和などの増額もはかられてまいりました。しかしながら、今日なお原爆を受けた被爆者の肉体的、精神的障害をぬぐい去ることができないのでございます。特に、最近の異常なまでの消費者物価の上昇によりまして、生活の苦しみを訴える声は日増しに高まっているのでございます。したがいまして、これら被爆者の置かれている心身上、生活上の不安を除去するためには、被爆者に対する措置もその健康面及び精神面の特殊的な状態に適応させて、かつ生活援護をはかつてやりながら、一そとの拡充がはかられなければならないものと考えるのでございます。

次に、この法律案の内容の御説明を簡単に申し上げますと、第一は、援護手当の支給でござります。認定被爆者はもとより、特別被爆者のうちにもそれに近い、いわゆるボーダーライン層というのがございます。これらの人々が被爆によって生じた身体障害のために労働力が減退をいたしまして、それにより働きによる収入が減少した、こうした例が多うございます。こうした場合、政令の定めるところによりまして、最高月額五万円まで援護手当を支給することにいたしましたのでござります。概数を申し上げておきますと、認定被爆者

第三回 四千二百二十名 特別被爆者の中ホーリーライン層といわれる層は、特別被爆者二十万のうちの約一割、一万人程度が認定被爆者に入れず、まさに同じような状態で呻吟をしておる。この合計二万四千二百二十名が援護手当の対象となる。第一番目は、障害年金の支給でござります。被爆に起因した身体障害のある被爆者に対しまして、それが外的、内的障害たるとを問わず、年額十二万円を限度とする障害年金を支給することにいたしたのであります。なおこの障害年金は、国民年金の無拠出年金を除きまして、他の増加恩給その他障害年金に相当する給付とは併給することができます。障害年金の受給対象というものを考えてみますと、今日身体障害者で支給を受けておりますのは約三十万八千人でございます。全国民人口と対比をしてみると、(○・三%)でございますと九百九名でございます。被爆者総数に対して、その約(○・三%)を考えて対象としたとしてみますと九百九名でございます。その程度のものはぜひとも、わずかな人数でございますし、障害年金の対象としたいということです。第二項を起こしたわけでござります。

に、日本国有鉄道の鉄道、自動車または連絡船に乗車または乗船する場合には、政令により身体障害者福祉法に基づく運賃割引を行なうことになったのでござります。これによつて、被爆者が容易に健康診断を受け、連絡なく適切な医療を受けることができるようにいたしましたものであります。該当者総数、概算二万四千二百二十人でございます。

第五は、被爆者が死亡しました場合に、その葬祭を行なうものに対し、葬祭料として三万円を限度として支給することであります。なおこの葬祭料は、本法が施行された昭和三十一年四月まで遡及することができることにいたしたのでございまます。推計四百十五人が今日までになくなつております。

第六は、以上のような措置を講ずることによりまして、いわゆる医療法から援護法へ移行するものといたしまして、法律の題名を「原子爆弾被爆者援護法」に改めたことでござります。

以上のほか、原子爆弾被爆者医療審議会の名義及び権限を改めるとともに、委員の数を十名増員して現行二十名を三十名といたしたい。また都道府県が設置する原子爆弾被爆者相談所の費用の一部を国が補助することといたしました。さらに認定被爆者について所得税法上の障害者控除が受けられるようにするなど、被爆者の援護に関して必要な措置を講ずることといたしております。

また特に、沖縄に在住いたしております日本人約八十名が原爆被爆者として認められております。今まで専門医の診断を受ける機会も与えられていませんから、何らの援護も受けておらないまま放置されておる現状にかんがみまして、政令により本法を適用することとしたのであります。

原爆の被爆という悲惨な災害をこうむつた被爆者の苦境を救済することは、人道上も決して放置することのできない問題でございまさし、被爆後二十年を経過しました今日、救済されるべき被爆者は、国による援護の手が差し伸べられないまま

に、あるいは死亡し、あるいは老齢化して大体平均年齢六十歳近くになつております。肉体的にも精神的にも、また物質的にも苦痛と困窮の度を強めているのであります。いまにして救済しなければ悔いを千載に残し、政治はそのかなえの軽重を問われると申しても決して過言ではございません。しかも近時、いわゆる戦争犠牲者に対する救済の措置は次々と講ぜられており、また今国会におきましても恩給法の一部改正、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部改正、戦傷病者の妻に対する特別給付金等、一段とその拡充がはかられてるのでございます。したがいまして、被爆者に対する右のような措置を講ずることは、むしろおそきに失したものであると確信をいたしております。

先般、こうした被爆者の全国の代表を含めまして、佐藤総理にお会いいたしましたときも、総理自身が、こういう人々はこれ以上数があふるのでなく、減る一方なのだから、できるだけ手厚い保護を国として施すべきだというお答えがなされております。このようにして、被爆者に対する援護を一そく拡充強化することは、総理自身もおつしやつています。ここで提案をしておる理由の中にも見ることができます。同裁判所は、「被爆者に対する救済策をとるべきことは多言を要せず、それは立法府である国会および行政府である内閣の職責であり、終戦後十数年をへて、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとは、とうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困をなげかすにはいられない」と述べておりますし、被爆者救済について國の責任を強く指摘しているのであります。幸い、昭和三十九年第四十八国会におきまして、衆議院では四月、参議院においては三月、「原爆被爆者援護強化に関する決議」の可決を見ております。それから本年八月には厚生省の原爆被爆者実態調査の中間報告も行な

<p>○田中委員長　ただいま委員長の手元に、竹内黎一君、吉村吉雄君及び本島百合子君より戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の両案を議題とし、審査を進めます。</p> <p>両案に対する質疑は終局いたしました。</p>	<p>○田中委員長　次に、内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の両案を議題とし、審査を進めます。</p> <p>何とぞ御審議の上すみやかに御可決くださいます。以上がこの法律案の提案の理由及び内容でございます。</p> <p>なお、これに要する費用は、平年度約七十四億二千六百万円の見込みでござります。</p> <p>以上がこの法律案の提案の理由及び内容でございます。</p> <p>何とぞ御審議の上すみやかに御可決くださいます。すよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。</p>
<p>○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改める法律案の一部を次のように修正する。</p> <p>正する法律案に対する修正案</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。</p> <p>附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「昭和四十一年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による</p>	<p>○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改める法律案の一部を次のように修正する。</p> <p>正する法律案に対する修正案</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。</p> <p>附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「昭和四十一年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による</p>

改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百五十九号）附則第十三条の規定、この法律による改正後の戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案に対する修正案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用」に改める。

法案は、昭和四十一年四月一日から施行することと予定されていましたが、法案審議の経緯にかんがみまして、これを公布の日といたし、昭和四十一年四月一日から適用することに改めようとするのが、この修正案を提出しました理由であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田中委員長 両修正案について御発言はありますか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 なれば、次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案及びこれに対する修正案の各案を一括して討論に付するのですが、別に申し出ありませんので、これより順次採決いたします。

○田中委員長 まず、竹内黎一君外二名提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する修正案について採決いたします。

○田中委員長 起立総員。よって、本修正案は可

決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本修正案は可

決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたしました。

○田中委員長 起立総員。よって、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は竹内黎一君外二名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、西岡武夫君、中村重光君及び本島百合子君より本案に対し附帯決議付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま議決されました法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その提案の趣旨を御説明申上げます。

簡単でございますから、案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

一、政府は、わが国が世界唯一の原爆被爆国で

ある事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による國家要請により、防空等の

業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十二年度を日途として具

体的な援護措置を講ずること。

なお、被爆地以外の地域についても必要な措

置につき検討すること。

二、政府は戦傷病者がなお少なからぬ困難に当

面している現状にかんがみ、その援護の充実

につきさらに努力すること。

以上であります。

御承知のとおり、原爆被爆者の援護措置の強化

については、去る昭和三十九年衆参両院の本会議

において決議が行なわれたのでありますが、何ら

具具体的な措置が講ぜられず、かかつて実態調査待

り本修正案に賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 次に、竹内黎一君外二名提出の戦

傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案に対す

る修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 次に、竹内黎一君外二名提出の戦

傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案に対す

る修正案について採決いたしました。

何ゆえかこれを行なわず、ましてや救護法による年金の支給もないまま放置されてきたのであります。したがつて、政府は、すみやかに附帯決議案で申し上げた必要な措置を講すべきであります。以上簡単でありますが、本附帯決議案提出の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(拍手)

○田中委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案については西岡武夫君外二名提出の動議のことと附帯決議を付することに決しました。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次に、内閣提出の性病予防法の一部を改正する法律案、子どもの国協会法案及び臨時医療保険審議会法案の各案を議題とし、審査を進めます。

性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)の一部を次のよう改訂する。

第六条中「及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者」を削り、「二十四時間」を「一月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に對し、その旨を告げなければならない。

第七条を次のよう改める。

第七条 医師は、性病にかかると診断した患者又はその診療している患者が、前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しない

でその治療を受けないとときは、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨並びに患者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、患者に病毒をうつしたと認められる者が

さらに多数の者に病毒をうつすおそれのある者であるときは、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、文書をもつて、す

○田中委員長 ただいま議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕



役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権の制限)

第十四条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第十五条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員みなす。

(業務)

第十七条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会以外の者に委託することができる。

3 協会は、第一項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する

施設の全部又は一部を一般の利用に供することができる。

(ことどもの国)

第十八条 協会が設置する前条第一項第一号の集団施設は、ことどもの国と称する。

(業務方法書)

第十九条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。省令で定める。

#### 第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするとともも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならぬ。

(財務諸表)

第二十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

2 協会は、毎事業年度、損益計算書を作成し、これを同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(監督)

第二十四条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十五条 協会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十六条 協会は、次の場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。一 國債その他厚生大臣の指定する有価証券の取扱

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

2 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第二十三条第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

(解散)

2 第二十三条の規定による承認をしようとするとき。

(解散)

3 第二十九条第二項、第二十七条又は第二十八

条の規定により厚生大臣を定めようとするとき。

4 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(監督)

2 第二十八条 この法律に規定するもののはか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(罰則)

2 第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六章 雜 則

(解散)

2 第二十三条 協会の解散については、別に法律で定める。

(第六章 雜 則)

3 第二十三条第二項、第二十九条第一項、第二十一条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十三条の規定による承認をしようとするとき。

3 第二十九条第二項、第二十七条又は第二十八

条の規定により厚生大臣を定めようとするとき。

4 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(罰則)

2 第二十八条 この法律に規定するもののはか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(監督)

2 第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (協会の設立)

第二条 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 協会は、設立の登記をすることによって成立する。

##### (経過規定)

第六条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該

事業年度の開始前に」とあるのは「協会の成立後遅滞なく」とする。

第八条 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

第九条 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

2 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により出資の目的とする土地等の価格について準用する。

(不動産取扱税の非課税)

第九条 都道府県は、協会が、第四条第一項又は前条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第十九条第七号中「日本中小企業指導センター」の下に「ことどもの国協会」を、「中小企業指導法」の下に「ことどもの国協会」を加え、同条第二十

号ノ四の次に次の一号を加える。

第十八条第七号中「日本中小企業指導センター」の下に「ことどもの国協会」を加え、同条第二十

号ノ四の次に次の一号を加える。

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「オリソビック記念青少

スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 ことどもの国協会ノ発スル証書、帳簿

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号の三の次に次の一号を加える。

(資本金の増加)

第八条 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

第五十六条の四 ことどもの国協会を監督すること。

第十三条第九号の次に次の一号を加える。

九の一 ことどもの国協会を監督すること。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」を「ことどもの国協会、日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 ことどもの国協会が、ことどもの国協会法(昭和四十一年法律第二十号)第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

の二番の二 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字薬師堂十三百五十九番の三 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字山千二百十

二番の二 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字大崎一千六十五

番の五 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字神戸九百六十四

番の三 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字神戸九百六十六

番の三 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字神戸九百六十七

番の三 所在地

を加える。

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に入次のように加える。

六ノ二ノ六 ことどもの国協会ノ発スル証書、帳簿

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号の三の次に次の一号を加える。

(資本金の増加)

第八条 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

第五十六条の四 ことどもの国協会を監督すること。

第十三条第九号の次に次の一号を加える。

九の一 ことどもの国協会を監督すること。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」を「ことどもの国協会、日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 ことどもの国協会が、ことどもの国協会法(昭和四十一年法律第二十号)第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

の二番の二 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字薬師堂十三百五十九番の三 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字山千二百十

二番の二 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字大崎一千六十五

番の五 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字神戸九百六十四

番の三 所在地

神奈川県横浜市港北区鶴見町字神戸九百六十六

番の三 所在地



理由  
心身ともに健やかな児童の育成を図るため、児童のための出資によりこどもの国協会設立し、児童のための諸施設が総合的に整備された集団施設である。これらの国設が設置運営を同協会に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 臨時医療保険審議会法案

##### 臨時医療保険審議会法

(設置)

第一条 厚生省に、附属機関として、臨時医療保険審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第一条 審議会は、厚生大臣の諸間に応じ、医療保険制度の改善に関する基本的事項について調査審議する。

第二条 審議会は、前項に規定する事項に応じ、みずから調査審議して関係各大臣に意見を申し出ることができる。(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内をもつて組織する。

第二条 委員は、学識経験のある者の中から、厚生大臣が任命する。

第三条 委員は、非常勤とする。

第四条 審議会に会長一人を置き、委員の互選による。

第五条 会長は、会務を総理する。

第六条 委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の協力)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。(庶務)

#### 第六条 審議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

(雑則)

第七条 この法律に定めるもののはか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生大臣は、審議会が調査審議することを適当とする事項については、審議会が置かれている間は、社会保険審議会に諮問しないものとし、また、政府の管掌する健康保険事業、日雇労働者健康保険事業又は船員保険事業の運営に関する事項であつて、企画又は立法の大綱に関するものが審議会の答申に示されたときは、それらの事項については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十四条ノ一、日雇労働者健康保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五条及び船員保険法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条ノ三の規定にかかるべき事項について、企画又は立法の大綱に関する事ができる。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

○田中委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。鈴木厚生大臣

○鈴木厚生大臣 ただいま議題となりました性病予防法の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

近年各地において早期顯症梅毒の増加が報告され、特に若年層に多発の傾向が見られ、性病の流行は新たな様相を示しつつあります。

従来この疾病的特殊性から予防対策の推進は困難な面がありました。このような趨勢にかんがみまして性病予防対策の改善強化をはかるため性病予防法の一部を改正し、性病撲滅の推進を期そうとするものであります。

改正の第一点は、医師が性病にかかるといふと診断したときの都道府県知事に対する届け出制度を合理化し、医師の協力により重点的に患者を把握する等制度の実効を期したこととしたことがあります。

改正の第二点は、婚姻をしようとする者に梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを義務づけたことであります。

現行規定上、婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかるといふことと認めなければならぬこととされておりますが、性病のうち、梅毒は子孫にまで害を及ぼすものでありますので、義務として梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを特に規定したものであります。

と。号(第二条の規定)

大臣又は社会保険行政機関に

国民年金審議会

臨時医療保険審議会

国民年金審議会

臨時医療保険審議会法(昭和四十一年法律第十九号)の規定によりその権限に属させられた事項を行なうことに応じて調査審議し、及び関係行政機関に付する。

大臣又は社会保険行政機関に付する。

#### 第四条 審議会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

理由  
医療保険全般にわたる制度の改善に関する基本的事項を調査審議する機関として、厚生省に臨時医療保険審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理由

改訂の第三点は、法第十一条の壳いん・常習容疑者に対する健康診断命令等の権限は、現行法上都道府県知事が行なうこととされていますが、保健所を設置する市にあってはその市の長が行なうこととし、より迅速かつ適切な運用を期したこと

あります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でござります。何ぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことを願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりましたこどもの国協会法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における人口構造の少産少死型への転換と、科学の著しい進歩に伴う技術革新は、幼少人口の資質向上に対する社会的期待を大きくしておられます。しかしながら、経済の高度成長によつてもたらされた人口の都市集中、農村における生活の都市化等の社会情勢の変化は、児童を取り巻く社会環境を悪化させて、児童非行の増加、不慮の事故死の増加など児童を健全に育成する上に憂慮すべき問題を種々惹起しておりますことは、あらためて申し上げるまでもありません。

本来、児童とりまして、遊びは教育、栄養とともにその心身の発達に欠くべからざるもので、このような事態に対処するため、政府といいたしましては、児童館、児童遊園など児童の健全な遊び場を全国に普及整備してまいりましたが、一方、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、昭和三十六年より、東京都と神奈川県にまたがる約九十二万平方メートルの国有地に、児童の健全な遊び場のモデルともいふべき、「こどもの国」の建設を進めてまいりましたことは、すでに御承知のとおりであります。この「こどもの国」は、昨年五月一部施設が完成した機会に仮開園をいたしましたが、その設置運営の基盤を確立するため、特

特殊法人ことの国協会を設立し、これに国有財産を出資して、その適切な運営に当たせらたいと思うのであります。

この法律案は、特殊法人として子どもの国協会を設立してその目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、第一に、子どもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もって心身ともにすこやかな児童の育成に寄与することを目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。が、第一に掲げました目的を達成するため、児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設等の諸施設が総合的に整備された集団施設を設置、運営することとし、この集団施設を「子どもの国」と称することといたしております。なお、このはか、この法人は、目的達成に支障のない限り、その設置する施設を一般の利用に供することができることといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置き、理事長、監事は厚生大臣が、理事は理事長がそれぞれ任命することとし、その任期は、理事長及び理事は四年、監事は二年といたします。

最後に、この法人は厚生大臣の監督を受けるのであります。が、その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等について内容の概略であります。が、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申しあげます。

次に、ただいま議題となりました臨時医療保険

審議法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

医療保険各制度は、政府管掌健康保険をはじめとして財政収支が悪化しており、また、各制度の給付水準の格差是正、負担の均衡等の国民皆保険を実施後における諸問題に対し、根本的な検討を早急に行なう必要があることは、すでに関係各審議会や関係者からも強く指摘されているところであります。

政府は、さきに健康保険及び船員保険の疾病部門に関する当面の財政対策を講じたのであります。が、これはあくまで応急的な措置にとどまるものでありまして、国会における御審議に際しても明らかにいたしましたように、医療保険制度の将来にわたる安定と健全な発展を期するため医療保険制度の全般にわたる基本的な諸問題について総合的に、かつ、抜本的な検討を進め、早急にその具体的な策を樹立いたしたいと考えるものであります。しかるに現状においては、医療保険制度の全般にわたり、これを審議し、早急に結論をまとめていくための適当な総合的かつ専門的な審議機関がないとのいたした次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び法律案の要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申します。

○田中委員長　次会は、明二十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

さらに、本審議会の調査審議に関し、関係行政機関、地方公共団体及び関係団体からの資料の提出等の協力を求めることができる旨を規定いたします。

最後に、この審議会の庶務は、厚生省の保険局において行なうことといたしております。

なお、附則で、厚生大臣は、この審議会で調査審議する事項については、健康保険法等の規定にかかるらず、社会保険審議会に諮問することを要しないものとし、さらにこの審議会の設置期間を昭和四十二年三月三十一日までとしております。

が、その趣旨は、審議の重複を避けつつ、医療保険制度につき総合的かつ抜本的に検討を進めていただき、かつ、できる限り早期に結論を出していくことを期待している次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び法律案の要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申します。

まず、審議会の所掌事務は、厚生大臣の諮問に応じて、医療保険制度の改善に関する基本的事項について調査審議し、またはみずから調査審議して関係各大臣に意見を申し出ることといたしております。

次に、組織につきましては、委員を十二人以内とし、この方面に学識経験のある方々の中から、厚生大臣が任命することといたしました。